

2003 年 7 月 24 日

大司教様

教理省は、信者の中に種々の重大な理由から通常のパンもしくはぶどう酒を飲食できない者がいる場合、彼らが聖体拝領をする際に遭遇する困難をどのように解決したらよいかを、長年にわたって検討してきました。

これまで、この問題に関するいくつかの文書が、司牧者に一貫した確実な指針を提供するために公布されました（教理省「答書（*Rescriptum*）」1980 年 12 月 15 日付、*Leges Ecclesiae*, 6/4819, 8095-8096 に所収、同「司式者の拝領について（*De celebrantis communione*）」1982 年 10 月 29 日付、*AAS* 74, 1982, 1298-1299 に所収、同「司教協議会会長あての書簡」1995 年 6 月 19 日付、*Notitiae* 31, 1995, 608-610 に所収）。

近年の経験に鑑み、上記文書を取り上げ、必要な場合にはいつでもそれらを明らかにして、本件について再考することがこの機会に必要であると思われます。

A. グルテンを含まないホスティアとムストウム（*mustum*）の使用

1. まったくグルテンを含まないホスティアは、感謝の祭儀のために無効な質料である。
2. 低グルテンのホスティア（ある程度グルテンを含む）は、パンを製造するために十分なグルテンを含んでおり、異質の原料を加えず、パンの性質を変える手順を用いていないのであれば、有効な質料である。
3. ムストウム（*mustum*）とは新鮮なぶどう果汁、あるいはその性質を変えることなく発酵を抑える方法で保存（たとえば冷凍保存）されたぶどう果汁であり、これは感謝の祭儀のための有効な質料である。

B. 一方の形態による拝領、もしくは最小限の分量のぶどう酒による拝領

1. セリアック病（グルテン性腸症）の信徒は、低グルテンのホスティアを含めてパンの形態で拝領することができないため、ぶどう酒の形態のみで拝領することができる。
2. 低グルテンのホスティアを含めてパンの形態で拝領することができない司祭が、共同司式に参加する場合、地区裁治権者の許可を得て、ぶどう酒の形態のみで拝領することができる。
3. 最小限の分量のぶどう酒であっても摂取することのできない司祭が、ムストウムの入手あるいは貯蔵が難しい状況にあるなら、共同司式に参加する場合、地区裁治権者の許可を得て、パンの形態のみで拝領することができる。

4. 司祭がごく少量のぶどう酒しか摂取できないなら、一人で司式する場合、感謝の祭儀に参加している一人の信徒が残りのぶどう酒をすべて拝領することができる。

C. 共通の規則

1. 地区裁治権者は、個々の司祭あるいは信徒のために、感謝の祭儀のために低グルテンのホスティアもしくはムストゥムを使用する許可を与える権限を有する。その許可を与える要因となった状態が続く限り、許可は習慣的に与えられる。

2. 共同司式に際して主司式司祭がムストゥムの使用を許可されている場合、共同司式司祭のために通常のぶどう酒の入ったカリスを準備すべきである。同様に、主司式司祭が低グルテンのホスティアの使用を許可されている場合、共同司式司祭のために通常のホスティアを用意すべきである。

3. 低グルテンのホスティアを含めてパンの形態で拝領することのできない司祭は、個人的に感謝の祭儀をささげることはできない。また、共同司式に際して主司式を務めることもできない。

4. 司祭の生活において感謝の祭儀を中心に位置づけるとするなら、グルテンもしくはアルコールの摂取によって重大な悪影響を受ける候補者の叙階を認定する前に、きわめて慎重に手続きを行わなければならない。

5. セリアック病とアルコール依存症の分野における医療の進歩に注意を払うべきである。また、最小限の分量のグルテンを含むホスティアと変質しないムストゥムの製造を奨励すべきである。

6. 教理省はこの問題の教義面に関する権限を有するが、規律に関することは典礼秘跡省の権限に属する。

7. 関係する司教協議会は、アド・リミナ訪問の際に、これらの規則の適用だけでなく、この分野に関する新たな展開についても典礼秘跡省に報告するものとする。

本書簡の内容を、貴司教協議会会員にお伝えくださいますよう、兄弟としての尊敬と心からの祈りをもってお願いいたします。

キリストのうちに

長官 ヨゼフ・ラッツィンガー枢機卿